

# 令和5年度薬事関係研修会

主 催：茨城県・茨城県薬剤師会（薬局業務委員会）

開催日：

【ライブ配信】令和6年2月29日（木）19時～21時

Zoom ID : 895 9989 7862

【再放送配信】令和6年3月6日（水）～8日（金）

茨城県薬剤師会ホームページ

## プログラム

「薬局への指導事例と最近の薬事行政について」茨城県保健医療部医療局薬務課

「薬局等を取り巻く状況と今後の薬局・薬剤師のあり方」

茨城県薬剤師会 薬局業務委員会

## 薬局への指導事例と 最近の薬事行政について

茨城県保健医療部医療局業務課

### 本日の内容

- 薬局機能情報提供制度の今後について
- 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
- 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
- 薬局等への指導事例について

### 本日の内容

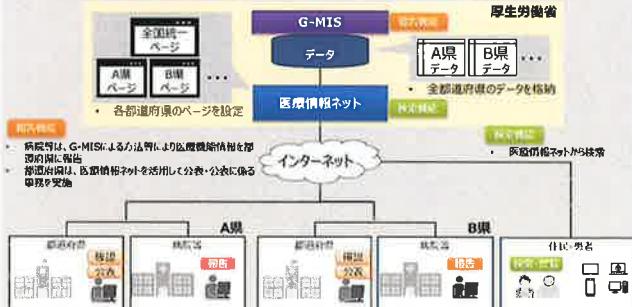
- 薬局機能情報提供制度の今後について
- 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について
- 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
- 薬局等への指導事例について

システムの概要について

○ 医療機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）及び全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」といいます。）を活用し、都道府県が要望主体として運用される。

○ 病院等は、G-MISによる方法等により、原則、毎年1月1日時点の医療機能情報について、当該年の1月1日から3月31日までの間の1箇月を跨む年1回以上報告する。

○ 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等から報告された医療機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行う。



### G-MISの動作環境

①パソコン	
プラットフォーム	ブラウザ
MacOS	■APPLE SAFARI(最新バージョン) ■GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)
Windows	■GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■MICROSOFT EDGE(Windows10のみ) ■MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)

\* セキュリティの問題によりMicrosoft Internet Explorerは使用不可となっております。

また、メールアドレスがない場合は、アカウント登録を行うことが出来ません。

\* 指定者のメールアドレスは公表されませんので、必ずしも薬局のメールアドレスである必要があります。  
(本社担当者のメールアドレスや薬局管理者個人のアドレスでも可)

上トメイン制限解除	
ネットワーク	ドメイン
Web接続	www.med-login.mhlw.go.jp www.g-mis.mhlw.go.jp

\*インターネット接続制限をされている環境の場合は上記ドメインをすべて許可してください。  
※設定方法は自相手のネットワークご担当者様にご確認ください。

① (既に登録済みの場合)  
G-MISアカウントの取得

1. ①～③までに「いにしへ医療情報ネット」で操作を行っていた。  
2. メールが届いていない場合は、確認してしまった。  
3. 新規登録を行った。  
定期報告を行う

② (新規登録の場合)  
新規アカウント申請

新規報告を行う

③ 介護5年後の新規アカウント申請及び新規登録の実施日は、3月15日(金)となります。

G-MISマスター登録を行うために必要な情報の提供

G-MISでのユーザマスター登録を保健所で代行する上で、下記情報を確認させて顶きます。

○薬局名 ○電話番号 ○郵便番号及び住所  
○保険薬局指定の有無 有の場合は保険機関コード

定期報告/新規報告を行う(紙面)

## G-MISアカウントの取得について（1）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告を行っている薬局について

- ・G-MISに既にログインしたことがある（パスワードを設定している）場合は、本作業は不要です。
- ・「いばらき医療機関情報ネット」で、令和5年7月10日までに薬局機能情報の報告を行ったことがある薬局は、通常、その報告内容がG-MISへ移行されています。
- ・アカウント発行も移行時に行われており、令和5年10月23日頃に「事前確認メール」が、令和5年11月6日頃に「利用案内メール（ようこそメール）」が送付されています。

メールの案内に従ってパスワードを設定して下さい。  
メールに記載のユーザ名と設定したパスワードで、以降G-MISへログイン可能です。

## G-MISアカウントの取得について（1）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告を行っている薬局について

### よくある質問

ようこそメールのURLをクリックしても、PW初期設定画面へ移れない。

- ① メール本文のURLを全てコピーし、ブラウザに貼り付け画面表示して下さい。
- ② メールアドレスがグループアドレス等で、他の方が既にパスワードの初期設定を行っている場合、ログイン画面が表示されることがあります。



メールの案内に従ってパスワードを設定して下さい。  
メールに記載のユーザ名と設定したパスワードで、以降G-MISへログイン可能です。

## G-MISアカウントの取得について（2）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告を行っている薬局について

- ・G-MISに既にログインしたことがある（パスワードを設定している）場合は、本作業は不要です。
- ・「いばらき医療機関情報ネット」で、令和5年7月10日までに薬局機能情報の報告を行ったことがある薬局であるにもかかわらず、11月6日のメールが届いていない場合は、メールアドレスに変更がないか、メール受信設定をご確認ください。

受信ドメイン設定で特定のドメイン以外の  
メールが届かない設定になっていないか？  
(@g-mis.netからのメールは指定を解除)

迷惑メールフォルダに移動され  
る可能性があるのか？  
迷惑メールフォルダに移動され  
る可能性があるのか？

を行います。

## G-MISアカウントの取得について（2） メールアドレスの変更がある場合

令和5年7月10日に「いばらき医療機関情報ネット」に登録していた連絡担当者メールアドレスを変更している場合……

- ① 当該メールアドレスは使用可能  
変更はしたもの、使用可能である場合、令和5年11月6日のようこそメールが確認出来れば、パスワード設定可能です。  
ログイン後、ユーザ基礎情報登録画面からメールアドレスの編集ができます。



- ② 使用不可  
管轄保健所へその旨お知らせください。薬務課を介して、G-MIS事務局にメールアドレスの変更を依頼します。  
変更完了後、パスワードリセットを行います。変更には1～2週間要します。

## G-MISアカウントの取得について（2） パスワードリセットの方法

G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症による請底改善修行に伴う「よくあるお問い合わせ」を二つまとめてあります。

G-MIS新規登録へお問い合わせの際には、こ  
ようお願い申し上げます。

ユーザ名は保健所から、  
確かにその薬局の担当者で  
あることを確認した上で  
お知らせします。

パスワードをお忘れ  
のお知らせです。

メールの案内に従ってパスワードを設定して下さい。  
お伝えしたユーザ名と設定したパスワードで、以降G-MISへログイン可能です。

## G-MISアカウントの取得について（3）

R5.7.10までにいばらき医療機関情報ネットで報告していない薬局について

- ・G-MISに既にログインしたことがある（パスワードを設定している）場合は、本作業は不要です。

- ・G-MISアカウント新規ユーザ登録申請ページ (<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>) でアカウント申請を行ってください。

▶ 管轄保健所による承認 ▶ G-MISによる承認 ▶ アカウント発行（メールによる案内）

### G-MISアカウントの取得について（3）

事前確認メール 2, 3日以降

### 報告の実施

・G-MISへログインすると、接続先選択画面が表示されます。

#### Med-Login

#### よくある質問

ログインしてもサービス利用開始は令和6年4月と表示されてしまい、報告ができない。  
右側の「医療情報ネット」は令和6年4月からの利用開始となりますが、左側のG-MISは1月5日から利用可能です。左側をクリックしてください。

「G-MIS」と「医療情報ネット」は別のシステムですが、薬局の皆様に関しては、SSO（シングルサインオン）という仕組みにより、G-MISアカウントで医療情報ネットへもログイン可能となっております。

「医療情報ネット」はG-MISで報告された内容を公表するためのシステムです。

システム障害時に備え、はじめてSSOでログインした際、医療情報ネットのユーザーID・パスワードがメールで通知されます。

### 報告の実施

毎年前12月末時点の薬局機能情報を  
ご報告頂く必要がございます（定期報告）。

「定期報告」は「新規報告」入力でなければ、クリックできません。なお、新規報告を実施した後、改めて今年の定期報告を行う必要はありません。

各種マニュアル等を確認し、  
報告を実施してください。

マニュアルの掲載箇所  
＊県ホームページ ＊G-MIS制度ホームページ

### 報告を行う上で留意点

薬局機能情報提供制度について、項目等を改正する省令が、システム全国統一化に併せて、令和6年1月5日に施行されました。

#### 主要変更点（新規）

定期報告の報告期間  
令和6年1月5日まで  
基本情報  
(新規)  
販局サービス等  
(新規)

令和6年3月末まで

薬局の開設、店舗販売業の併設の有無

相談できるサービスの利用方法、特定販売の実施、薬局販賣品・要害販賣品・一般販賣品の取扱品目、特別用途販賣品の取扱いの有無、製造サービスの利用

#### 提供サービスや地域連携体制に関する事項 (新規)

登録販賣者の施設情報の入数、販賣所場所に於ける販賣の責任者（登録販賣者の責任者）の有無、登録販賣所場所を複数持つ場合に於ける登録販賣所場所を複数持つ場合に於ける登録販賣所場所の有無、小売の販賣業者登録販賣指標の実施の有無、医療のケアへの販賣の監視・管理・販賣の可否、オンライン販賣指標の実施の有無、販賣・医療機器の販賣の有無、高齢者用薬の販賣の有無、医療機器の販賣の有無、医療機器への販賣・入院時・退院時・その他の販賣品の適切な販賣等に販賣する作権を有する場合、登録販賣場に係る情報等を医療機器に記載した実績の有無、調剤処置上の位置づけ

#### 実業販賣の実施時期

基本情報、健康サポート薬局である旨の表示・薬剤師不在時間の有無に変更が生じた場合は速やかに変更の届けを行わせる

基本情報等以外の事項について変更があった場合も、可能な限り速やかな時間に変更の届けを行わせる

### 報告を行う上で留意点

薬局機能情報提供制度について、項目等を改正する省令が、システム全国統一化に併せて、令和6年1月5日に施行されました。

主要変更点（新規）

定期報告の報告期間  
令和6年1月5日まで

基本情報  
(新規)  
販局サービス等  
(新規)

提供サービスや  
(新規)

●患者にとって必要な情報  
各地域の医療関係者が薬局と連携する上で必要な情報として、実績を含めた報告に、改正されています。  
負担も大きいですが、報告期間も伸びておりますので、取り組みをアピールする機会として、ご活用ください。

報告内容に悩んだ際は、「報告事項説明資料」をご確認ください。具体的に何を報告するのか説明している資料です。

報告事項説明資料の掲載箇所  
＊県ホームページ ＊G-MIS制度ホームページ

提出した実績の有無、調剤処置上の位置づけ

### 報告を行う上で留意点

改正前に「いばらき医療機関情報ネット」でご報告いただいた内容（令和5年7月10日時点）を移行しておりますが、移行時の設定ミスにより、一部違がある場合がございます。プレプリントされた内容についても、改めてご確認ください。

#### 報告内容が異なる場合について

#### 有/可能 ⇒ 無/不可

近隣駐車場有無

健康サポート薬局

対応可能な相談内容

聴覚障害者に対するサービス（手話・画面表示等による対応の可否）

医療保険及び公費負担等の取扱い（保険薬局としての指定の有無 等）

使用可能なカードの種類

地域医療連携体制（地域住民への啓発活動への参加の有無 等）

#### 0件/人 ⇒ 0件/人

医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師

## 医療情報ネットについて

- ✓ 文字サイズの変更
- ✓ 音声読み上げ
- ✓ 多言語翻訳（英語、中国語、韓国語）に対応

### PCで表示したトップページ



マイホーム登録により、自宅を中心とした検索や、お気に入り登録が可能

## 医療情報ネットについて

### 検索した結果のイメージ

届知用リーフレット準備中です。

〒100-0012 東京都千代田区霞が関1丁目2-2 の実施



検索結果の並べ替えも可能です。

3月31日までに新規報告または定期報告が承認されなかった場合、4月1日から医療情報ネットで情報が公開されませんので、速やかな御報告をお願いいたします。

報告の受付は原則、3月15日までとしております

## 本日の内容

### 1. 医療情報操作実習の後について

### 2. 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策について

### 3. 薬局におけるオーバードーズ対策について

### 4. 案例への対応事例について

## 薬物乱用とは？

### □ 薬物乱用

- ・決められたルールからはずれた方法や目的で薬物を使うこと
- ・覚醒剤などの医療目的でない薬物を不正に使用すること
- ・医薬品を、本来の医療目的から逸脱した用法や用量、目的として使用すること



※遊びや快楽のために使用した場合、たとえ1回の使用でも「乱用」になります。

## 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

### □ オーバードーズ

- ・薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬などを用法や用量を守らずに、大量に飲み続けるなど誤った使用をすること。
- ・近年、若年者を中心にオーバードーズが増加、社会問題となっている。

「過去1年以内に市販薬の乱用経験がある」という高校生

### 約60人に1人の割合



## 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

### □ 医薬品の適正使用

- ・薬機法に基づき、「濫用等のおそれのある医薬品」は販売規制がされている。

1. 薬局又は医薬品販売業者は、薬剤師または登録販売者に次の事項を確認させること

- ① 購入しようとする者が若年者である場合は、**氏名及び年齢**
- ② 購入者又は使用者について、他の薬局等での濫用等おそれのある医薬品の**購入及び譲受状況**
- ③ 適正な使用のために必要な量(原則1包装)を超えて購入しようと場合は、**その理由**



2. 適正な使用のために必要と認められる数量(**原則1包装**)に限り販売すること。

## 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

### □茨城県の相談窓口

#### ○精神保健福祉センター

薬物の問題を抱えるご本人やご家族の相談をお受けしています。

相談受講課：電話番号029-243-2870

受付時間：月曜日から金曜日 8:30~17:15 ※祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

#### ○子どもホットライン

いじめ、不登校、友人関係、性的問題、大人社会への不満など

対象：子ども専用 相談方法：電話、FAX、メール

電話：029-221-8181 FAX：029-302-2166 E-mail：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

受付時間：24時間

#### ○いばらき子どもSNS相談

学校のこと、友だちのこと、家庭のこと、自分自身のことなど

対象：小学生 相談方法：SNS(LINE)

受付時間：毎日 18:00~22:00

#### ○こここのSNS相談@いばらき談

対象：学生でも大人でも、県内在住の方、県内に通勤通学している方ならどなたでも利用可

受付時間：毎日 17:00~22:00 ※土日祝日や年末年始も相談可



業務課ホームページ

### 本日の内容

#### 1. 市販薬過剰摂取制度の今後について

#### 2. 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)対策について

#### 3. 薬局におけるサーバーセキュリティ対策について

#### 4. 薬局等への指導事例について

### 【参考】 医薬品の販売制度に関する検討会 とりまとめ概要（抜粋）R6.1.12厚労省資料

#### 薬用等のおそれのある医薬品の販売について

##### 【背景】

◎ 若年者を中心とした市販薬の服用が拡大しつつあり、現状の販売規制（若者にのみ、若年者に氏名名前での確認をする。適正使用に必要な規制（購入して1台分のもの販売をされ以上購入する場合は理由を確認する）では不十分。

##### 【方針】

◎ 現在の小売業者による販売と、20歳未満の者のためにしては権限・個別の販売は販売しない。

◎ 発行された購入者の確認情報、販売者名の記入欄を設けるため、必要な場合に本店にない場合若者者がゲートキーパーとして役割を果たすことを明記し、購入者の状況の確認及び情報提供の方法を対面又はオンライン（20歳以上の小売店は販売実績を除外）。

◎ 20歳未満の高齢者などの場合は、身分証の提示等の方法により姓名・年齢等を確認・記録し、情報を参照して販売を行う。

◎ 医薬品の外用化粧品も同様表示する。

◎ 情報提供の実効性と不正入手防止のため、個別手に取れない方法で販売する。

規格	現状		改正案	
	販売者	若者既存	20歳未満	20歳以上
権限	（既存）	（既存）	小売業者（店舗）	小売業者（店舗）
確認・情報提供の方法	—	—	対面オンライン	対面・オンライン
購入者の林立地図	△	△	△	△
販売購入理由の確認	△	△	△	△
氏名等の確認、記入の作成、保存	△	△	△	△
他の購入状況	○	○	△	△
お年寄り購入者への情報提供	△	△	△	△
陳列場所	（既存）	（既存）	（既存）	（既存）
購入者の手の届かない場所	—	—	—	—

→  
注1 20歳未満の者の手の届かない場所に販売は不可。  
注2 購入のためのため、本店に若者等の場合は、具体的な性別及び記録を参照した販売を行う。  
注3 購入者が未成年でないことが確実に確認でき、また、購入者の代理も確認できる場合において、購入者の代理も販売され  
る。販売者に必要な確認の場合は、インターネット販売等が対象での販売の場合。

### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

##### 【背景】

◇ 昨今、医療機関等に対するサイバー攻撃は増加傾向にあり、

サイバー攻撃により診療が停止する事案も発生している。

◇ サイバー攻撃等により、患者の個人情報が窃取されるなど、

甚大な被害がもたらされる可能性がある。



##### 【改正概要】

令和5年3月31日 令和5年厚生労働省令第61号

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」

◇ 薬局の管理者が遵守すべき事項として、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照の上、当該薬局のサイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることを追加。

##### ＜施行規則第11条第2項＞

法第8条第3項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

1 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

2 (略)

### 本日の内容

#### 1. 市販薬過剰摂取制度の今後について

#### 2. 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)対策について

#### 3. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

#### 4. 薬局等への指導事例について

『薬局におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル』及び  
『薬局におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル』マニュアル  
～薬局・事業者向け～等について

自営店の厚生労働行政に亘る取扱いを図り、児童健やか計画と連携して取り組むことを目標とする。

薬局のサイバーセキュリティ対策において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の第8条第3項の薬局の管理者が遵守すべき事項に、「第5年3月1日付で発行された第1号厚生労働省令第61号「サイバーセキュリティ対策等に関する指針」の第2章第2節の「サイバーセキュリティ対策」に記載されている内容

から、規則的に行取扱いを行っており、厚生労働省において別途「マニュアル」を作成する。

今般、別途1. 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル（マニュアル）及び2. マニュアルを分かりやすく解説した「薬局におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル」薬局・事業者向け～等を、別途2つとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第116号）第19条第2項の規定に基づき、既存の標準化認定申請等を示した「薬局におけるサイバーセキュリティ対策等に関する立入検査基準」を作成しました。

また、2. 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル（マニュアル）と別途2つとおり、薬局を含む医療機関等において早急に取り組んでいただきたいセキュリティ対策等についてまとめてお

きました。

香櫞におかれましては、本通知について、御了知下さい。薬局・園芸用具・開催機関等に別途立入検査を予定している場合は、その立入検査等においてござります。

なほ、併せて、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル（マニュアル）及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策マニュアル（マニュアル）」に該当する「立入検査基準」と「マニュアル」の改修が6月1日付で改修済の場合は、

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について①

指導事例	<p>●薬局において薬剤師以外の者が軟膏剤の混ぜを行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局開設者は薬剤師以外の者に調剤させないこと。</li> <li>・薬局の管理者は保健衛生上支障をきたすことがないように、その薬局に勤務する従業者を監督すること。</li> <li>・調剤師以外の者は調剤を行わないこと。</li> <li>・医薬品以外の調剤補助行為について手順書を見直すこと。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第11条の8第1項】 「<b>薬局開設者は、その薬局で調剤せしむる薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。</b>」(以下、略)</p> <p>【医薬品医療機器等法第8条第1項】 <b>薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他のその薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。</b></p> <p>【添付医師法第19条】 <b>調剤師でない者は、販売又は譲り受けの目的で調剤してはならない。</b>ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は歯科医師が自己的処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。</p> <p>【平成31年4月2日付け薬事発0402第1号「調剤業務のあり方について」(抜粋)】 薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中での確認行為があったとしても、引き続き、薬剤師法第19条に違反すること。</p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について②

指導事例	<p>●毒薬の帳簿残高と在庫数を確認したところ、一致しなかった。 →・毒薬の帳簿と在庫数の照合を定期的に行うこと。</p> <p>●毒薬の数量管理方法についてルール化されていなかった。 →・毒薬の受払簿作成等、数量管理方法について検討すること。</p>
根拠条文等	<p>【平成13年4月23日付け医薬発第418号厚生労働省医薬局長通知「<b>毒薬等の適正な保管管理等の徹底について</b>】 毒薬については、薬事法第48条の規定に基づき、適正に貯蔵、陳列、施錠保管を行うとともに、<b>毒薬の数量管理方法について検討し、これを実施すること。</b> また、<b>毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検する等、適正に保管管理すること。</b></p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について③

指導事例	・劇薬は譲り受けの交付を受けて販売すること。
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第46条第1項】 薬局開設者（中略）は、毒薬又は劇薬については、譲り受けから、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲り受けの氏名、住所及び薬品が記載され、厚生労働省令で定めるところにより作成された文書の交付を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。</p> <p>【医薬品医療機器等法施行規則第205条】 法第46条第1項の規定により作成する文書は、<b>譲り受けの署名又は記名押印</b>のある文書とする。</p>
その他（参考事項）	<p>・私立保育園へフッ化物洗口液（劇薬）を販売した際の手続きの不備。</p> <p>・<b>フッ化物洗口液は濃度によって劇薬に該当する製品がある。</b></p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について④

指導事例	<p>●一般用医薬品を分割して販売していたが、直接の容器への記載が一部不足していた。 →・医薬品には直接の容器に記載が必要な事項を全て記載すること。</p>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第50条】 医薬品は、その直接の容器又は直接の容器に、次に掲げる事項が記載されなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。 1 製造販売業者の氏名又は名称及び住所 2 名称 3 製造番号又は製造認号 4 重量、容量又は倒数等の内容量 (中略) 15 前各号に掲げるもののほか、<b>厚生労働省令で定める事項</b></p>
注意事項	<p>・分割販売とは、<b>客の求めに応じて</b>医薬品に施された被包などを開き、少量を販売する販売形態。 ・客の求めに応じるのではなく、事前に小分けしておくことは、小分け製造に該当。 ※別途、袋詰めなど、製造業者の許可が必要。</p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑤

指導事例	<p>●薬局開設における医薬品の販賣・<b>購入の記録</b>の記載事項に不備があった。 →・ロット番号及び使用期限等を漏れなく記載すること。 ・薬局の許可証の写し等により、購入者の氏名、住所等を記録しておくこと。</p>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第14条第1項及び第2項】 【平成29年10月5日付け薬生発1005第1号】 ○薬局開設者の書面付け記載事項の追加（改正施行規則第14条関係） 薬局開設者は、譲り受けの医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑧までの事項としたこと。 ①品名 ②ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号） ③使用的期限 ④数量 ⑤購入若しくは譲り受け又は販売若しくは授与（以下「購入等」という。）の年月 ⑥購入者の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先 ⑦⑨の事項を確認するために提示を受けた資料 ⑧医薬品の取引の仕に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料 ※②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。 (しかししながら...) ②及び③について、<b>医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）以外の医薬品についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。</b></p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑥

指導事例	<p>●「<b>調剤及び医薬品の販賣又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書</b>」等に関連して、以下の不備があった。 ①「偽造医薬品の流通防止に向けた対策」等、業務手順書に盛り込むべき事項が記載されていない。 ②業務調剤師が業務手順書の内容を把握していない。 ③業務手順書の記載内容と現状行っている業務が一致していない。 ④調剤師不在時間があるとして当該届出をした薬局において、調剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書が作成されていない。</p>
根拠条文等	<p>【体制省令第1条第2項第5号】 調剤及び医薬品の販賣又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>【平成29年10月5日付け薬生発1005第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」】 ○<b>偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、薬局開設者の業務手順書に盛り込むべき事項</b></p> <p>【体制省令第1条第2項第6号】 調剤師不在時間がある場合にあっては、調剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>【平成29年9月26日付け薬生発1006第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」】 ○<b>薬局における調剤師不在時間の対応について</b></p>

#### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑦

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●薬局製剤指針が改正したことを把握していなかったため、従前の製造方法で製造してしまった。また、直接の容器、添付文書の記載内容についても、従前の内容のままだった。           <ul style="list-style-type: none"> <li>→・薬局製造販売医薬品を、薬局製剤指針のとおり製造すること。</li> <li>・製造した薬局製造販売医薬品に、直接の容器、添付文書に記載が必要な事項を正しく記載すること。</li> </ul> </li> </ul>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第50条】 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>【医薬品医療機器等法第56条】 承認を受けた医薬品はその成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認又は認証の内容と異なるものは、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p>

#### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑧

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品の購入者等が进入することができないよう必要な措置を講ずること。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【令和2年8月31日付け薬生発0831第20号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について」】</p> <p>薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品の購入者等が进入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品の購入者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p>

#### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑨

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度管理医療機器等営業所管理者は、販売実績がない場合でも、継続的研修を毎年度受講すること。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第168条】 高度管理医療機器等の販売業者は、高度管理医療機器等営業所管理者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行った者が行う研修を毎年度受講させなければならない。</p>

#### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑩

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度管理医療機器等営業所の管理に関する帳簿を記録していなかった。</li> <li>●従業者の教育訓練を実施しているが、記録を残していない薬局・店舗があった。</li> <li>→・高度管理医療機器等営業所管理者は、当該営業所の管理に関する事項を適宜帳簿に記載し、適切に管理すること。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第164条】 高度管理医療機器等の販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。 2 高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる事項を前項の帳簿に記載しなければならない。 1 高度管理医療機器等営業所管理者の第168条に規定する研修の受講状況 2 営業所における品質確保の実態の状況 3 否情処理、回収処理その他不良品の処理の状況 4 営業所の従業者の教育訓練の実施状況 5 その他営業所の管理に関する事項 3 高度管理医療機器等の販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から6年間、保存しなければならない。</p>

#### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑪

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●店舗販売業に係る管理記録簿は、店舗管理者が責任をもって記載すること。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法施行規則第145条】 店舗販売業は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。 2 店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。 3 店舗販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から3年間、保存しなければならない。</p>

#### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑫

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●値引き品コーナーのワゴン内で、医薬品と健康食品が区別されずに山積み状態で販売されていた。</li> <li>→・医薬品と健康食品は、区別して陳列すること。</li> <li>・一般用医薬品を混在させずに、リスク区分別に陳列すること。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【医薬品医療機器等法第57条の2】 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区别して貯蔵し、又は陳列しなければならない。 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これらを区分して陳列しなければならない。 3 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに、陳列しなければならない。</p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑬

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬の予製帳簿を作成すること。</li> <li>・予製した麻薬も麻薬金庫内で保管すること。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第38条】 麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 謾り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日</li> <li>2 謾り渡した麻薬（コドイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日</li> <li>3 第35条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量</li> <li>4 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日</li> <li>5 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならない。</li> </ol> <p>【麻薬及び向精神薬取締法第34条】 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区别し、かぎをつけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。</li> </ol>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑭

指導事例	<p>●麻薬小売業者間譲渡により、モルヒネ塩酸塩水和物原末を譲渡する際に、譲受側の薬局で受け付けた処方箋に記載されていた量がごくわずかだったため、譲渡側の薬局で賦形剤を加え1%散とし、さらに分包した上で必要量を譲渡していた。 →・麻薬処方箋の不足分の麻薬を麻薬小売業者間譲渡により譲渡する場合には、譲渡側の薬局では調製行為を行わないこと。</p>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第22条】 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤し、又は、小分けをしてはならない。</p> <p>【令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」】 麻薬処方箋を受領していない譲渡側の許可業者が予製行為を行うことは認められない。また、別の患者のために予製していた麻薬を譲り渡すこともできない。</p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑮

指導事例	<p>●麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号の規定に基づき、麻薬を譲り受けたが、麻薬帳簿に譲受年月日の記載が無かつた。また、麻薬帳簿の備考欄に規則第9条の2第1項第1号区に該当する譲受である旨の記載が無かつた。</p> <p>●譲渡人から交付された譲渡確認書が当薬局に保管されておらず、譲受確認書及び譲渡確認書の取り交わしが確認できなかった。</p>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第38条第1項】 麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 謾り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日（以下、略）</li> </ol> <p>【令和3年7月5日付け薬生監麻発0705第2号「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」】 【麻薬小売業者間譲渡許可証】 本許可については、同法第59条の6の規定により、以下の条件を付する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、<u>麻薬処方せんの写し</u>（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び譲受人が作成した<u>譲受確認書の交付を受けた後又はこれと引き換えに麻薬を交付し</u>、同時に、自らが作成した<u>譲渡確認書</u>を麻薬の譲受人に交付すること</li> <li>①により交付を受けた麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること</li> </ol>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑯

指導事例	<p>●麻薬小売業者免許を有する薬局において、<u>麻薬処方箋に麻薬施用者番号の記載がないのに気づかず、麻薬を調剤し患者へ交付した</u>。 →・麻薬処方箋を受け付けたときは、麻薬施用者番号記載の有無を確認し、当該番号の記載がなかった場合は医療機関へ確認し、当該番号を確認してから調剤すること。</p>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項】 麻薬施用者は、麻薬を記載せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名（病院にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称）、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、<u>免許証の番号</u>その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。</p> <p>【薬品医療機器等法施行規則第11条の10】 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は歯医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。</p> <p>【薬剤師法第24条】 薬剤師は、<u>处方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は歯医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない</u>。</p>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑰

指導事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種及び第二種向精神薬を譲り受けた際の記録を適切に残すこと。</li> </ul>
根拠条文等	<p>【麻薬及び向精神薬取締法第50条の23第2項】 向精神薬小売業者又は病院等の開設者は、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 謾り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（<u>第三種向精神薬及び向精神薬処方せんを所持する者に譲り渡した向精神薬その他厚生労働省令で定める向精神薬を除く</u>。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日</li> <li>2 向精神薬の譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所</li> </ol>

### 薬局・店舗販売業等に係る指導事例について⑱

指導事例	<p>●覚醒剤原料に係る帳簿を備えていなかった。 →・薬局等において覚醒剤原料に係る帳簿を備え、必要事項（覚醒剤原料の受払、在庫等）を記録すること。 ・帳簿は、最終の記入日から2年間保存すること。</p>
根拠条文等	<p>【覚醒剤取締法第30条の17第3項】 第30条の7第6号又は第7号（薬局開設者）に規定する者は、（中略）薬局ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 謾り渡し、譲り受け、施用し、使用のため交付し、又は廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日</li> <li>2 第30条の14第1項から第3項までの規定（事故等の届出）により届出をした医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量</li> </ol> <p>【覚醒剤原料取扱いにおける覚醒剤原料取扱いの手引き（厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課】 現品と帳簿残高との整合を定期的に行ってください。</p>

## 令和5年度薬事関係研修会

### 薬局等を取り巻く状況と 今後の薬局・薬剤師のあり方

茨城県薬剤師会  
薬局業務委員会

### 医療DXについて

- 医療DXとは、データとデジタル技術により、診療・治療などの業務プロセス等を変革し、医療提供上の課題解決を目指すことをいう。
- デジタル技術の進展や、社会インフラの整備、人口減少に伴う薬剤師の偏在、過疎化を踏まえた対応。
- デジタル技術も駆使しながら、より充実した薬物療法や、医薬品の供給体制をねらう。

#### 医療DXについて

- 自分には良くわからない 苦手だから  
あとまわしにしよう だれかがやってくれるだろう  
パソコンは嫌い インターネットは怖い  
スマホは持たない主義だから
- ・レセコンメーカーと密に相談  
・身の回りのメンバーと協力  
・地域の仲間と協力  
・そして自分も、  
『概要は知っておく』
- 

#### 医療DXについて

##### (1) 電子処方箋への対応

オンライン資格確認等システムの導入が原則として義務化されたこと。  
当該システムに、電子処方箋に対応したプログラムを付加し、電子処方箋の発行・応需体制が整うこと。  
並行して、医師、薬剤師資格証HPKI認証カードの発行が進むこと。

現時点では、「紙処方箋」が「普通」だが、徐々に「電子処方箋もできる」が「普通」の時代がやってくるであろう。

#### 医療DXについて

##### (2) オンライン服薬指導への対応

過疎地・僻地等のような顕在化されたニーズだけでなく、子育て世代・在宅等のような潜在的なニーズへも対応することになる。  
患者が薬局を選択する上での優位性や立地による競争優位から脱却することにもなる。

現時点では、「来局」が「普通」だが、徐々に、「オンラインもできる」が「普通」の時代がやってくるであろう。

#### 医療DXについて

##### (3) 電子お薬手帳への対応

処方薬だけでなく、OTCや健康食品などの記録も網羅する「お薬手帳」は、昨今、患者が所有・活用するツールとして、『ライフコグ』としての役割も果たしている。

事例の中には、あえて「紙」の手帳を用い、多職種間の情報連絡手段としてのツールとして利用されている場合もある。

あえて「紙」で管理してきた当該の「お薬手帳」が、何を目的としたツールなのか、いずれ整理されるものと思われる。

## (4)マイナ保険証への対応

医療情報の利活用において根幹をなすシステムであり、デジタル社会における、個人に紐づくツールとして、普及・定着が必要とされている。

現在は過渡期で、行政や保険者が手探りで進めているためか、一部に不信の声もあがってはいるが、これまで、各種の行政手続、保険者、公費手続など、**『点』で運用されてきたものが、徐々に、オンラインによって『線』として運用される時代**がやってくるであろう。

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について



### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

#### (1)いわゆる「ウイルス」って

**マルウェア**: デバイスに不利益をもたらすプログラムの総称



**ウイルス**: 既存のプログラムを書き換え増殖

**ワーム**: 既存のプログラムを必要とせず、自身を複製することで感染させていく

**トロイの木馬**: 外部からの指令によって、侵入したデバイスを操る

**スパイウェア**: 特定のプログラムになりすまし侵入

### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

#### (1)いわゆる「ウイルス」って

**ランサムウェア**:

「Ransom(身代金)」と「Software(ソフトウェア)」を組み合わせて作られた造語。ランサムウェアに感染すると、パソコンに保存したファイルやハードディスクが暗号化されてしまい、アクセスができなくなってしまう。

**Emotet(エモテット)**:

情報窃取や他のウイルスの拡散を狙ったマルウェアで、不正なメールを通じて広がる。なりすましメールとメール添付ファイルを使用した攻撃手法が特徴

これらのいわゆる「ウイルス」は  
複合的に連動する

### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

#### (1)いわゆる「ウイルス」って



### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

#### (2)サイバーセキュリティ対策の遵守

- 薬機法において、薬局でのサイバーセキュリティ対策の遵守が求められる。

(薬局の管理者の業務及び遵守事項)

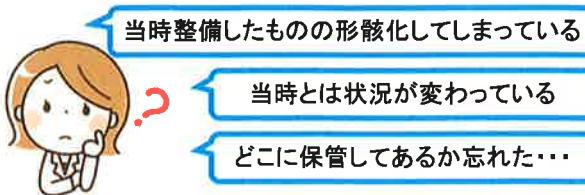
第11条 第2項3号

保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

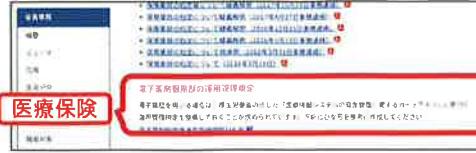
### (2) サイバーセキュリティ対策の遵守

- 本事項については、薬局ではすでに以下のものを整備しているはず。
- 「電子薬歴等の運用管理規定」
- 「法令順守に係る業務手順書」

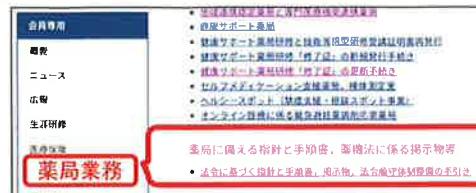


## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 電子薬歴等の運用管理規定(茨城県薬会員ページ)



### 法令順守に係る業務手順書(茨城県薬会員ページ)



## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト ～薬局・事業者向け～

- 各薬局宛に保健所から案内がきている。
- 「薬局用」と「事業者(レセコンメーカー)用」がある。
- 専門的な事項はレセコンメーカー等(システム関連事業者)に確認を取りながらチェックする。

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト 「薬局確認用」

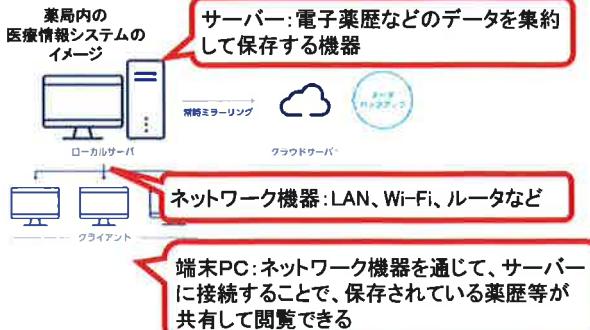
#### 1. 体制整備について

- 医療情報システム安全管理責任者等を設置している

日頃から主としてレセコンメーカーとやり取りを行う者と、管理薬剤師が、ワンチームで行い、リーダーを決めておくと良い(複数人体制)。  
“有事の際に結局みんな他人事だった”は避ける。

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用について



## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用について

#### ① 医療情報システム全般

- サーバー、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。

- 薬局で運用するレセコンや電子薬歴の安全性を確保するため、機器の設置場所や使用状況について、台帳を作成して管理する必要がある。
- 開設者は、定期的に状況報告を受け、管理実態を把握する。

【機器台帳の例】

No.	メーカー	OS	ソフトウェア	バージョン	IPアドレス	PC名	設置場所	主な利用者	登録日	伏線	説明
1	A社	Win11	OO医療	2.0	192.168.0.0	○薬局のPC1	調剤室	薬剤師、事務職員、システム管理者	2020/4/1	接続	
2	B社	Win8	OOシステム	5.0.1	192.168.0.0	○薬局のPC2	調剤室	薬剤師、事務職員、システム管理者	2020/4/1	接続	

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用について

#### ① 医療情報システム全般

- セキュリティパッチ(最新ファームウェアや更新プログラム)を適用している。



古いOSや未更新ソフトは  
ウイルスの侵入に弱い  
可能性がある

ここは、必ず、使用中の機器の  
システム事業者に確認しながら運用すること！

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用

#### ② サーバー、端末PC、ネットワーク機器について

- 利用者の属性等に応じた情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。

- 職員やグループ単位で割り当てたレセコン等のユーザーIDについて、利用状況やアクセス権限を管理している必要がある。台帳による一覧化が望ましい。

【利用者ID台帳の例】

No.	利用者属性	姓	名	電話番号	ユーザーID	役職	権限	状態
1	薬剤師	あい	うえお	000-000-000	ai@abc.ne.jp	使用者	Admin	使用可
2	非薬剤師	かき	くけこ	000-000-000	kaku@abc.ne.jp	使用者	User	使用可
3	事務	さし	すみぞ	000-000-000	sashi@abc.ne.jp	使用者	User	使用可

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用

- 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。

日々、台帳で管理しておくこと！

- バックグラウンドで動作している不要なソフトウェアおよびサービスを停止している。

日々、システム事業者に確認してもらうと良い

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用

- (サーバーへの)アクセスログを管理している。

- アクセスログとは、当該機器に侵入した“足あと”的こと

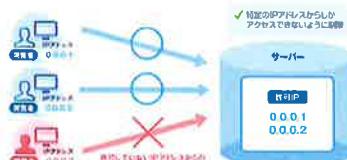
どのボタンからログを確認できるのかを把握しておく

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 2. 医療情報システムの管理・運用

- (ネットワーク機器の)接続元制限を実施している。

- 薬局内のサーバーやPCにアクセスできる機器を制限しておく

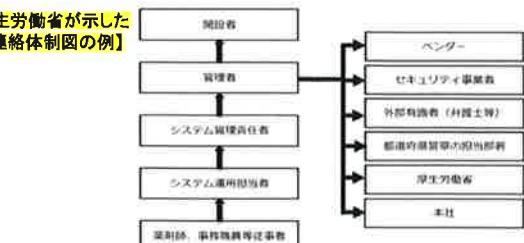


## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 3. インシデント発生に備えた対応

- インシデント発生時における組織内と外部関係機関(事業者、厚生労働省、警察等)への連絡体制図がある。

厚生労働省が示した  
【連絡体制図の例】



## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### 3. インシデント発生に備えた対応

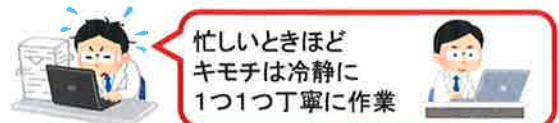
- インシデント発生時に調剤を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。
- サイバー攻撃を想定した事業継続計画(BCP)を策定・予定である。

本チェックリストをもとに、薬局にすでに備えている「電子薬歴等の運用管理規定」と「業務手順書」を見直す

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

### □ 職員1人1人が気をつけている。

- (1) 不審なメールのURLや添付ファイルを開かないこと  
・件名の有無、本文(宛名なし、唐突な記載)などを確認  
・送信者のメールアドレスを確認！**思い込みに注意！**
- (2) レセコンメーカー・関係機関と**気軽に相談できる関係づくり**をしておくこと
- (3) データの**送受信時は細心の注意**を払うこと



## 医薬品販売制度への対応(現状)

### 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査

- ・厚生労働省が毎年実施
- ・医薬品の販売ルールの遵守状況等について、一般消費者の立場から、実際の医薬品販売の状況を調査し、実態を把握することを目的として実施。
- ・薬局・店舗販売業(実地、インターネット)を対象

## 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえて

### (1) 第1類医薬品販売の情報提供に係る対応

調査件数 811 件 (薬局 667 件 店舗販売業 144 件)  
確認があった 57.7% (468件) / 確認がなかった 42.3% (343件)



## 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえて

### 「伝える」と「伝わる」を意識したい

- ・日本薬剤師会が作成する「要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認リスト」も参考になる。  
【参考】日本薬剤師会ホームページ  
→会員向けページ>OTC医薬品販売関連
- ・セリフの棒読みではなく、**自分なりの言葉で「伝わる」を意識したい。**



## 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえて

### (2) 濫用等のおそれのある医薬品に係る対応

調査件数 1,238 件 (薬局 17 件 店舗販売業 1,221 件)  
1つしか購入できなかった 62.7%(776件) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 13.8%(171件) / 質問等されずに購入できた 23.6%(291件) / その他 0.0%(0件)



## 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえて

### 特に若年層による 市販薬の過量服薬(オーバードーズ)問題

- ・社会全体で対応する問題もある
- ・薬局が「販売しなければ良い」という問題ではないこと
- ・当事者は、**家族・先生に相談できない背景があること**



### 薬局・薬剤師として出来る限り

- ・販売時の**声かけ**
- ・学校薬剤師による**啓発・教育**
- ・「助けて」と言えるような**関係づくり**

## 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえて

### (3)一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの販売に係る事項

#### 抗原検査キット販売時の情報提供の実施状況

項目へ情報提供の有無	薬局 (158件)		店舗販売業 (56件)		計 (214件)	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
文書による情報提供 (両機)※	135(91.2)	13(8.8)				
図、動画等を用いた情報提供	134(90.5)	14(9.5)				
症状がある場合の受診勧奨	42(26.6)	116(73.4)	11(19.6)	45(80.4)	53(24.8)	161(75.2)
陽性であっても感染対策を行なうこと	17(10.0)	141(89.2)	9(16.1)	47(83.9)	76(13.1)	156(87.9)
陽性の場合の受診勧奨	58(36.7)	100(63.3)	20(35.7)	36(64.3)	78(36.4)	136(63.6)
陽性結果として用いることができないこと	39(24.7)	119(75.3)	14(25.0)	42(75.0)	53(24.8)	161(75.2)
偽陰性の可能性があること	44(27.8)	114(72.2)				

ここはおおむね  
できているが…

その他の項目の中でも  
著しく低い

※ 情報提供があった店舗（令和4年度203件(94.8%)）  
があった等の件数

※ 情報提供があったうち、使用方法について図、動画等を用いて情報提供があった件数

## 令和4年度医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえて

### 抗原定性検査キット販売に係る留意事項の概要

- ・説明用資料を適切に用い、図や動画等も活用しながら、**丁寧に説明を行うこと**。
- ・偽陰性の可能性があること。
- ・陽性の判定の場合には、**受診勧奨等を行うこと**。
- ・陰性の判定の場合でも、外出時のマスク着用、手指消毒等の**基本的な感染対策を続けること**。
- ・品名、数量、日時等を書面に記載し、**2年間保存**。

#### 【参考】薬局掲示物例、説明資料例、各種通知

日本薬剤師会ホームページ

>日本薬剤師会の活動>災害対策・感染症対策

## 医薬品販売制度への対応(今後)

### 医薬品の販売制度に関する検討会



本検討会で示されたとりまとめを基に  
今後法制化される見込み

## 医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要

ネットの利便性・柔軟な扱いも必要

現場の対応が大変になる・面倒だ

何でも規制すれば良いという問題ではない

まずは**安全性の確保**が第一

事故につながらないようにするルールに、  
面倒とは言っていられない

薬害被害に遭わなかつたから分からないだけで、  
ある種の不便さが国民の価値になる

## 医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要

### (1)医療用医薬品の販売(いわゆる零売)

- ・処方箋医薬品以外の医療用医薬品の『販売』いわゆる『零売』について、規制を強化する方向性。
- ・零売に係る「やむを得ない場合」の整理。
  - ①**処方され服用している医療用医薬品が不測の事態**で患者の手元にない状況となり、かつ、診療を受けられない場合
  - ②OTC医薬品で代用できない場合
  - ③物流の停滞・混乱や疾病の急激な流行拡大に伴う保健衛生が脅かされる事態に直面した場合

## 医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要

### (2) 濫用等のある医薬品の販売

- 原則1人1包装の販売。
- 年齢・ケースにより、写真付きの公的な身分証等の氏名等を確実に確認できる方法で確認を行い、店舗における過去の購入履歴を参考し、頻回購入でないかを確認。

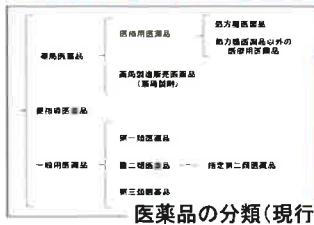
#### ・上記情報及び販売状況について記録・保管。

現状	改正後
販売者・販売者登録 （百貨店等の登録者）	20歳未満　20歳以上 子供用　子供用　健常・大用量 対応オンライン　対応オンライン　対応オンライン
購入者の確認方法 （年齢の確認方法）	—
購入時の購入履歴 （購入回数、販店）	—
販売時に交付する説明書	—
連絡先	購入者の手書き名前（年齢）

## 医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要

### (3) 要指導医薬品

- 現状では、一定期間経過後、リスク区分が下がっていく制度となっている。
- 薬剤師による対面販売が必要な医薬品について、一律に区分が下がらない制度に見直し、要指導医薬品としてスイッチOTC化も進めていく。



現在、情報収集のための『研究』として始動している「緊急避妊薬」のOTC化が念頭にあると思われる

## 医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要

### (4) 一般用医薬品の区分と販売方法

- ある時期の度重なる制度改正によって、複雑化し、国民・販売者ともにわかりにくい構造となっている。
- 一般用医薬品について、第1類から第3類までの販売区分を見直し、「薬剤師のみが販売できる一般用医薬品」と「薬剤師又は登録販売者が販売できる一般用医薬品」の二つの区分とする。
- 人体に対する作用が緩和なものは、医薬部外品への移行を検討する。



## 医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめの概要

### (5) デジタルを活用した医薬品販売業のあり方

- 人口減少や薬剤師の偏在、過疎化を踏まえ、デジタル技術を活用した医薬品供給体制を進めていく。
- 「薬剤師が在駐する管理店舗」が管理・指導を行い、「薬剤師不在の受渡店舗」でOTCを販売できる仕組みを導入。
- 管理体制の厳格化、手順書の用意。
- 受渡店舗の従業員に対する研修の実施。
- 管理店舗と受渡店舗は、同一都道府県内の枠内。
- 同一法人に限らない。

## 薬局・薬剤師の機能強化

- 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会
- 令和6年度調剤報酬改定

## 薬局・薬剤師の機能強化

### (1) 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

- 少子高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する一方、医療の担い手確保が困難になる中、在宅患者への夜間・休日等の緊急時の薬剤提供が課題として指摘されている。
- 令和元年改正薬機法により導入された地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局や健康サポート薬局についても、上記の課題を踏まえつつ、その機能や果たすべき役割などを整理することが必要。
- 医薬品流通問題への対応。

## 薬局・薬剤師の機能強化

### (2)令和6年度調剤報酬・介護報酬改定

- 「地域支援体制加算」では、特に、夜間・休日対応(地域薬剤師会での協力、近隣での協力)とその周知が求められます。
- 現状では、一部に遵守されていない実態がある。

地域薬剤師会・グループで対応できる体制構築と、“とりつくろい”ではない公表と具現化が必須

- 在宅医療・介護への対応

## 薬剤師・薬局関係者の現状はやることが多すぎて…

### 問題は

- 時間との闘い
- 職員不足



色々アクションしたいけど  
日々の業務で手一杯

とにかく忙しすぎる！(怒)

こんなにも幅広い業務に必要とされる職種・機能は『恵まれている』という認識を持つかどうか



## 例)やれることを「着実」に進めよう

- 現状の薬局の機能を整理・理解する
- 少しずつ、1つずつ、体制を整備する
- いきなり全部ではなく、少しずつ、1商品ずつ、OTC等の販売に力を入れてみる
- 仲間たちと情報交換してみる

## 例)地域の薬局で協力しよう

### 夜間休日の調剤体制の構築と情報公開

- 調剤報酬においても、「夜間・休日」の医薬品供給体制の構築が求められる。
- ホームページや地域の広報誌などへ、上記の情報公開が求められる。
- 点数は算定しつつ、『実施できない』、『情報公開しない』は認められない。
- 地域薬剤師会・周囲の薬局で夜間休日24時間輪番体制構築の検討と準備を。

## 例)薬剤師会へ入会をしよう

- 薬剤師個人の地盤固め
- 地域薬・多職種に存在を示す
- 必要とされる側の薬剤師になる
- 今からでも遅くはない

